番地末級重喜氏は漁業なほ那覇市東町三丁量 **十數英**圓さい ふ躍進**メ**りであ なされて来たが意々本格的に古る以前より謎の如くに謂ひ △第七十一號 質現せられ本年の揚の高は二 に有竪視され一般の批目でも **本縣に珊瑚の所在については** ころであったが尖閣列島で 放者なる古賀氏に許可され 尖閣列島の 漁船の飲 漁業貿期 至十月卅 を妨けざる様操撃すべし 鮪岻楓漁業又マチ釣漁票條件又は制限 一鰹釣漁業 佐業者の數 治器物の種類 尖閣諸島 漁種物の地所 許可期間 就中尖閣列島の周圍は大 西本町町丁目十五番地 古賀商店へ 登ヶ年 H 自三月卅一百 八重山郡 珊瑚 許可 四された! れ叉去月廿

一日幹

## 1935年7月3日付先島朝日新聞3面

「尖閣列島の珊ゴ漁業 古賀商店へ許可」

本県に珊瑚の所在については古き以前より謎の如くに謂ひなされて来たが愈々本格的に実現せられ本年の揚り高は二十数万円といふ躍進ぶりであり 就中尖閣列島の周囲は大に有望視され一般の注目するところであったが尖閣列島と縁故者たる古賀氏に許可された 許可の要旨は次の如し

## △第七十一号

那覇市西本町四丁目十五番地

- 一 漁獲物の場所 八重山郡 尖閣諸島
- 一 漁業物の種類 珊瑚
- 一 漁業時期 自三月三十一日至十月三十一日
- 一 漁船の数 一隻
- 一 従業者の数 十人
- 一 許可期間 一ヶ年
- 一 条件又は制限 鰹釣漁業鮪延縄漁業又マチ漁業を妨げざる様操業すべし

なほ那覇市東町三丁目二十七番地末松重喜氏は漁業の所場を変更し沖縄本島近海に「八重 山郡石垣町尖閣諸島」を追加すべくこれ又去月二十一日許可された。